

会 議 録

1 会 議 名

平成 26 年度 第 4 回 天水地域協議会

2 開催日時

平成 27 年 2 月 26 日（木） 午後 4 時から

3 開催場所

天水支所 3 階会議室

4 出席者・欠席者

〈出席者〉

委 員：村端勝洋、山本弘憲、大保健司、村上優一、笠久美子、藤川貴臣、
坂田政二、田尻君子、内村哲也、西浦文子、堀田昌子、上森繁美、
吉川由美

事務局：田上天水自治区事務所長、西村市民生活課補佐、小山市民生活課係長、
平尾市民生活課参事

小山財政課課長、島崎企画経営課課長、松田企画経営課課長補佐、
福島企画経営課課長補佐兼企画係長

〈欠席者〉

委 員：福嶋昭浩、村上勇樹

5 会議内容(公開)

議 事

(1) 玉名市新市建設計画の変更について（諮問）

(2) その他

6 議事の概略・協議結果

(1) 「玉名市新市建設計画の変更について」担当課より説明後、質疑応答が行われた。

(2) その他

7 会議資料

(1) 会議次第

(2) 「玉名市新市建設計画の変更について」の関係資料

8 傍聴者の数

0 人

9 非公開の理由

—

10 会議録の種類

要点記録

11 発言の内容

(事務局)

みなさんこんにちは。定刻となりましたので、ただ今より平成26年度 第4回天水地域協議会を始めさせていただきます。

本日は、村上勇樹委員さんから欠席のご連絡を頂いております。それから、福島委員さんがまだお見えではありませんが、委員の半数以上の方がご出席いただいておりますので、本日の協議会が成立することをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして村上会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

皆さんこんにちは。第4回の地域協議会を招集致しましたところ委員の方々にはお忙しい中多数ご出席いただきありがとうございます。本日は、1件の諮問事項が来ております。十分に時間もございますので、皆様のご意見等を頂きまして提言なり答申をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、村上会長より議事録署名人お二人の指名をお願いいたします。

(会長)

それでは、議事に入ります前に、会議録署名人二人の指名をさせていただきます。

今回は、藤川委員と坂田委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

(事務局)

それでは議事にはいります。

本会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を村上会長にお願いいたします。よろしくお願い致します。

(会長)

それでは、早速本日の議題であります(1)の「玉名市新市建設計画の変更について」(諮問)ということでもありますけれども、担当課より説明をお願いします。

(企画経営課)

皆さんこんにちは。

企画経営課の福島と申します。長くなりますので、座らせて頂いてご説明させていただきます。何卒よろしくお願い致します。

【企画経営課より玉名市新市建設計画の変更について説明】

(会長)

企画経営課から説明がありましたが、事前に資料を配布しておりましたので

皆さん方も目を通しておられるかと思いますが、どの辺からでも結構ですからご指摘の点ご意見でも結構ですので何かございましたら、どなたからでも結構です何かありませんか。

(委員)

今説明がありました、合併特例債は最高どのくらい来るとですか？

(企画経営課)

これは、最高どのくらい来るかではなくて、最高どれくらい使えるかというのが正確な表現になるかと思いますが、それは合併した市町村の規模で決まっております。玉名市の場合は267億3500万までです。約267億と記憶して頂ければよろしいかと思います。

(委員)

新庁舎もこの中に入っているんですか？

(企画経営課)

はい、そうでございます。具体的に使いみちを申し上げますと、一番最初に合併特例債を使ったのが平成17年の天水中の改築をしたかと思いますが、その改築に始まって学校施設の大型建設事業については、今生きている私たちのみではなくて、将来的に使われる方にも少しの負担を求めてもいいたろうという考え方から、起債つまり借金するものでございます。ですから、今申しあげましたような事業を始め一番新しいところでは、今質問があったように役所の庁舎、これはまさに合併したから造ったという部分もございまして、この特例債を多くの金額を充ててつくっております。

(委員)

残りはどのくらいあるんですか。

(企画経営課)

今現在、発行済み額というのが25年度末で122億でございます。残りが先程のを差し引くと約145～6億ほど使えと、ただし今申しあげたのは25年度までの数字でございますので、26年度事業あたりを入れていけばさらに数億円引いた分という形になります。

(委員)

そのお金は借りたお金でしょ。返すのは、どうやって返すとですか。

(企画経営課)

起債については、大体20年起債から25年度要するに何年間で返すというルールがあるんですけど、お金を借りて数年据え置いてそれからこの期間で返しなさいという部分があるんですけど、その部分がどうやって返すかということと公債費という形です。毎年々予算の中で貸してもらった借金を少しずつ返しますよという部分がございます。そのところで、少しずつ返していただく

ら一般のご家庭と一緒に、例えば車を買うのに100万円借りました10年間のローンを組んでいます。その場合、利息を考えなければ毎年々10万円ずつ返して10年間返して行くというのがルールになるかと思えますけれども、それと一緒に役所の場合も同じように据え置き期間とその時の利子等を含めて返して行くという形になります。

(会長)

他に何かありませんか。

先日も適正配置計画の天水支所公民館等集合施設の集約の説明がありましたが、この資料の26ページに「社会体育施設の充実」ということで横島体育館の建設や要望の高いサッカー場の建設ということで謳い込んでありますが、うちの場合の計画というのはここで謳っていった方がいいのか、別なことで考えていくのかその辺はどうなのでしょう。

(企画経営課)

先程申しましたように、合併特例債を使えるか使えないかの境目がこの建設計画に掲載されているかいないかということ为先ほど説明いたしました。その掲載のといいますかそのボリュームですけども、一番大事なことはそのある事業をしたいときにそれに関係あるものがふれてあるかどうかというような視点が重要であります。ですから、個別具体的にハッキリ分かっている例えば横島の体育館というのは、以前の時点の建設計画でも体育館を造ることは当然できました。その場合は、体育施設というような形で整理しておりますけど、今回は横島体育館については明確に進んでおりますので、その横島体育館の名称を入れさせていただいたということでございます。ですからよりはっきりとそのものが分かるものについてはより具体的に書きますけれども、正確を期すためにそれが完全に明確化されていないものについては、匂わすようなそれを含めるような更に大きな固有名詞、例えば横島体育館ということばを体育館に置き換えてもそれはオッケイであろうし、体育館を体育施設ということばに置き換えても、それはそれで確かにここに触れてありますという形で、カバーすることが出来ますので入れるべきかどうかということでしたので、そういう風な書きぶりでも建設計画に掲示をされていますよという説明は出来るということになります。

(企画経営課)

資料の49ページを開いていただきますと、ここに前回の現行の新市建設計画の中にも記載されていたんですけども、「新市の公共施設については……。」ということで、この文言については前回のときと当然朱書きをしておりますので変えてはいないところではございますけれども、こちらの方で進めていくという風なことになりますし、文言としてはそういう風になり

ます。

(会長)

これは天水の場合、この前集約の計画としては規模配置等の内容についての整備計画の案について、再度再考するようということに繋いでいったんですけれども、この計画って通常で言ったらいつ頃の計画で出来るんですか。

(委員)

去年の説明会では、27年度に実施設計で28年に実施して29年には竣工の予定ということを言われていましたが・・・。

(会長)

ということは、もうこれに文言として謳い込んでおいた方がいいんじゃないかな。

(委員)

24日の朝刊を見たんですけど、集約施設についてはその9割を補助でみて償還の5割を交付税でみるということで新聞に出ていたんですけど、丁度天水の集約に合致するんじゃないか思ったもんだから・・・。

(企画経営課)

今ご指摘のように、計画は27年度から実施設計に入る予定でございました。ただ今回おみえの皆さん方には何回か私の方から説明をさせて頂いて、先日の区長会の方からの総意ということで、署名を添えた署名簿を市長の方に提出がされております。今市としては、受け取ったところです。そういう意味あいでは、2月5日に公民館で説明会をさせて頂いた時には、市としての公共施設適正化配置計画としての素案ということで、市役所の職員が作りしました配置図をお示しして市としてはこのようなことを素案として今後微調整をしながらといいますか、皆さんからのご意見を伺いながら決定をしていきたいというお話を致しましたが、それからしばらくしてからつい先日、先ほども言いました区長会からの要望が出てまいりました、正直申し上げて市が提出した素案とかなりの開きがございます。そういう意味合いでは市と致しましては、企画経営課私たちが担当しておりますので、まずは区長会の皆さんに署名を集めて頂いたチラシにも書いてありますが、どのような規模でどのようなのがどれぐらいほしいということ、議会がありますので終わりましたからまずは聴く必要があるだろうということで考えておりますので、まだこの規模でどこにどうゆう風な規模でということは、皆さんもご存じのとおりまだ住民の皆さんとの合意が出来てない状況です。そのような意味合いもありましてというのも変なんですけど、なかなか27、28、29の27で実施設計に入れる段階にはございません。地域の皆さんの合意も必要ですし、市の財源制限額等々も必要ですので現在の状況としては、今後さらに検討を進めながら出来る限りこの合併特例債

が32年まで延びますので、その範囲内で有利な借金をしながら天水地区の公共施設適正配置計画に基づいた集約化はやりたいということで、そういう意味合いにおきましても予定がやはりご納得頂けるようになるまでの協議はまだまだ時間が必要であるということで、この5年間の延長はしておかないとそれこそ有利な借金が出来なくなっていよいよお金がないと、一般財源といいまして自分たちのお金を中心に建てるようになってなかなかきつくなりますので、まずは5年間の延長は天水だけではなくて全市的に考えても枠内の範囲内で必要な事業をやりたいということでの延長の申し出でございますので、天水につきましては27、28、29というのは少なくとも27年度の当初予算には一切予算を計上できる状態ではありませんので、今後私たちも頑張りながら市として皆様方のご理解を得るような努力をして設計とか具体的な話に持って行きたいと思っていますので、27年度予算での実施は市としては考えてもおりませんし、考えれる状況にもございませんので現時点での27年度の実施設計はありません。

ただ、この中には例えば先ほどいいました50数ページもそうですが41ページの中にも書いてありますが、「行財政運営の効率化」主要事業の表のなかにもありますが、この中にも「支所等の施設整備」という文言でありますとか「公共施設の適正配置と整備」というような形で大きなくくりとしては、文言を出しておりますので天水とか岱明とかは出しておりませんが、市全体の中の公共施設適正配置計画は新市建設計画に載っているということで天水の集約化についても合併特例債の活用をしたいという考え方でおります。以上です。

(委員)

概算と書いてあるところがありますよね。これは、赤い数値を足せば267億になるんですか、それとも前の黒い数値が267億になるんですか？

(委員)

これは、事業費ですから。

(企画経営課)

ここは、各分野ごとに概算事業費と書いてありますが、これは事業費の総額でございます。主に市の歳出の中でひらたく言えばハコモノとか建物を建てる普通建設費という部分がございます、その普通建設費の合算と考えて頂ければと思います。ですから、先程の267億円というのは借金をしていい額でございますので、その事業費の中に借金をするものについては事業費の一部に借金がその公正として入るといふ考え方でお願いをいたします。

それと、先程の意見がありました女性研修センター等については、例えば「生涯学習施設については整備を進める。」というような言葉で以前からも入っておりますし、市の改築については先ほど課長の方が申し上げましたようなことで

おおまかなそれをより具体的に指すものではないですけども、起債を使うときに建設計画に計上してあるという形で拾えるような形ではですね、今すでに掲載をしてあるということで説明をさせていただきます。

(委員)

この新市建設計画というのは合併特例債のためにつくっているんですか？
総合計画があるじゃないですか、それが大元であってこれはそのための・・・
という認識でいいんですか？

(企画経営課)

簡単に言えばそうでございます。

(委員)

そういうことであれば天水地区の中で、こういうことは足らんとじゃなからうかと、そういうところをきちんと出していくということですか、今日は？

(企画経営課)

あくまでも、合併当時つくったこちらの方を聴取する形で当然変更しなければいけないところは変更しております。というような形ですね、流れとしては・・・。

(企画経営課)

約10年前ですね、合併前に天水町さんの方で今後天水町以外の1市2町の合併するにあたって住民の皆様方に、「合併したらこのような市をつくりましますよ。」ということで説明をされているんですよね、その計画自体を今後5年間をさらに延長して変更したいと、だから10年前に経ち変わって15年計画になるのでその時点に戻ってですね計画を変更したいと、一番の理由は起債を使うためと単的に言いますとそういうことになりますけど、そういう意味で資料の赤字で記載しておりますが、このような形に変えるけれども皆さんよろしいでしょうかとご了解を頂きたいということでの説明でございます。

(委員)

23ページに小中一貫教育ということで、「中学校区で一つになって、・・・」というところがありますが、玉陵校区なんかはこれを使って一つの校舎になるというかやっていくんですか？

(企画経営課)

玉陵中校区については、今話し合いが進んでおりますけれども、最終的には6小学校併せた小学校校舎が必要になるだろうと考えております。その際は、大型建設事業でございますので当然借金をする形になる。その場合はより有利な特例債を活用した方がいいというふうに考えていますので、10年前はその話は水面下ではありますけど表には出ておりませんでしたので、この建設計画の中に中学校の統廃合を見据えているんですよということを書き込んで、最終

的には借金をするという判断をする場合は特例債を使わせて頂くというような形になります。

(委員)

天水中校区もいろいろ話もあっていますよね、そういうのは、天水中校区もこれに含まれるという認識の中でやるんですか。ギリギリのところですよね……。

(企画経営課)

もしも、32年までに間に合えばですね、という言い方はおかしいですが語弊がありますが、天水中学校の場合も32年までに間に合わせて、例えば新しい校舎を造るということであれば、より有利な借金である特例債を使いたいという判断をしたいですね。その際はここに文言が書いてあるので特例債の対象になると、それと32年を過ぎてからの建設は有利な合併特例債は使えないので、普通建設債のほうで対応するというような形になります。

(委員)

そういう風になれば規模とか設備面でいろいろ差が出てきたりする可能性もあるわけですか？

(企画経営課)

施設については、借金がどれだけできるからこの施設を造るという考え方はなくて市の試算としては、こういう施設が必要あるだからまずこの施設の規模について決定をして、そのお金をどうするかについては借金をこれだけしようこれだけ対応という形で、財源の割り振りについてはその時々々の財政事情等を加味して財政課の方で判断しますので、合併特例債が使えるからこの施設は造らないとかこの施設を造る、という判断には一切なりません。あくまでも、施設が必要であるかどうかという費用対効果の視点に立って、施設建設の計画を立ててそれに対する費用、財源を有利な部分で考えていくというような形でございます。

(委員)

合併特例債というのは一般の起債と比べてどれくらい有利ですか？

(企画経営課)

一般の起債についても、その起債を起こすものによって起債をかけていい金額というのがいろいろあるんです。それと充当率といたしまして、そのお金に対してどのくらいのお金を充てていいかという充当率といたしますし、交付税で跳ね返ってくる金額もいろいろあるんですね。だから、一般の事業のメニューによっていろいろ変わって来るものですから、比較がなかなかしにくいんですけども少なくとも合併特例債の場合はですね、他の起債よりもすべての起債よりも一番有利というような判断でいいかと思います。大体市の持ち出し分ですね、専門的な話になりますが充当率が95パーセント還付償還率が75パーセ

ント、それを計算しますと約66パーセント分が帰ってくるという計算になります。

だから、先ほど言いました充当率95パーセントというのは非常に有利でそれだけ多くの使う金に対して借金を多く充てる事が出来るということで、有利でないのはいろいろメニューによって変わりますが・・・、財政課長がいらっしゃいますが私の方から簡単に説明しました。

(会長)

他にないですか？何でも聞いてください。

(委員)

何かハコモノとか建設の方ばかりに使われるみたいで、一番肝心な人間性人材の方には使えないんですか？

(企画経営課)

借金をする起債に対して言えば、基本的には物を建てる部分についての財源を確保するための手段でございます。例えばある建物を建てるとしますね、その建物は数年間もちますよね、それは例えば市町村は単年度収支でございます、その年に入ったお金でその年に行う事業というのをしていきますよね、ですから通常は借金をせずに入ったお金で賄う分でその年の事業をして行けばいいというふうに考えられるんですけども、例えば建物の場合はその年だけでなく翌年度もその次の年度も利益を共用できる市民がいらっしゃる、だからそういうものについては借金をして負担を後世の人にもお願いをしても、後世といっても1年後2年後になりますが、補てんをしてもいいだろうという制度でございます。

(会長)

他にありませんか？

無いようでありましたら、次の2のその他に行きますが・・・。

(企画経営課)

それでは、先程言いましたような説明で5年間の期間内で合併特例債を使えるようにするのが大きな目的であるということで、大きなこういう風にしたいたいという形ですのでそれぞれの個別事業をこれに謳う必要はないということをご説明させて頂きました。決めて頂く場合に今回諮問という形でお出ししておりますので、私たち事務局と致しましては「この素案のとおりで天水地域協議会としては了承した。」という形で答申を頂ければと思っております。よろしくお願いたします。

(委員)

ひとついいですか。

これを書くにあたって何か元になるものがあって、そしてこれを書くって

う考え方をされてませんか。そこを、少し説明して頂けますか。

(企画経営課)

先程少し申し上げましたけれども、基本はやはりこちらの方の10年さかのぼりますけれども・・・。

(委員)

それは分かる。それを創るにあたって何か元になるものが何かあるんでしょ。

(企画経営課)

元は、端的に申し上げますと総合計画ですね。

(委員)

その総合計画の、例えばこういうのを思っているからこういう予算を書いとこうとか、そういうのがあっているんでしょ。

(企画経営課)

総合計画を説明させて頂きますけど、総合計画は市のすべての施策をもうらする形で計画を立てるのが総合計画でございます。これについては、旧自治法の中で議会の議決を経て作成する概ね10年間の基本構想、それとその基本構想の施策を具体的に説明する基本計画、それと毎年度毎年度実際に実施する事業について財源の裏付けを示した実施計画、この3つをセットで総合計画と申し上げるんですけど、それがもともと今現在市の方にもありますので、その中で謳い込まれているような事業、そういうものを合併後作った総合計画の事業等踏まえた形でこの建設計画の修正等も消しているということでございます。

(委員)

それをもうちょっと細かく教えてもらえませんか。でないとこれ書けないですよ。

(企画経営課)

細かくいきますと、総合計画の各施策のことでしょうか。

(企画経営課)

基本的には、具体的なものも網羅していますし、例えば公共施設適正配置計画というような一つ一つ具体的に明記するのではなくて、こういう形に進みますというような・・・。

(委員)

ボヤットと書いとけば「これにあてはまるよね。」ってことですよ。

(企画経営課)

実際はそういう形なんですけど、あくまでも建設計画ですからですね。

(企画経営課)

だから例えばサッカー場についてより具体的に書いているのは、総合計画のサッカー場について触れてありますけど、それ以外具体的に進みつつあるので

より明確におこしたいということです。それと例えば、中学校の部分について三行ほど多く書き直しておりますけれど、この部分については「小中一貫教育推進計画」が教育総務課の方で策定されているので、それに基づいて現事業が進んでいるので、現行の状態に合わせるために修正を加えたというところです。その他の文言等の修正もしくはデータ上の修正については、合併前平成16年に策定した時点から今現在26年ということで10年間進んでいるので、その間に出てきたデータの分を付け加えさせていただきました、というところ です。

(委員)

サッカー場は議会の中で決定した事業でしょうか。広報に載っていましたが・・・。

(企画経営課)

建設することについては決定はされてないです。議会での決定といった場合はですね、議会は予算の議決権があるんですね、で市長には予算に対しての提案権というのがあります。市長があくまでも地方自治体の場合には、「こういう物事に対して予算を使いたい。」という案を議会の方に出すと、議会はその予算について「確かに使っていいですよ。」という決定権がございますので、議会の承認が得られなければ予算の執行が出来ない。そういう視点から考えた時には、現時点ではサッカー場の建設自体についての決定はしていません。その手前の段階で、市長が提案する意思うんぬんの決定はなされているのかというようなところについては、先程新聞報道にもあったということですが、諮問会議の中でサッカー場建設についてこういうふうな形にした方がどうだろうか？ ということで、有識者会議の中から案を創られた内容を市長の方に手渡しているという状態でございます。

(委員)

そういう状態の中で、サッカー場と書いているということは地域協議会として賛成したというか、そういう方向で認めることになって来るんですね。今日この諮問をきちっと返せば・・・。ということは、議会にもかなり大きな影響力はありますよね。「地域協議会では認められましたよ。」と言われれば・・・、横島の体育館造るのは周りの人も納得されているでしょうけど、このサッカー場に関してはまだ議会でもそこまでいってないんだらうから、ここは「サッカー場」というのは入れていいかどうかは、ここで話をしていかなと方向性が決まってきますよね。

(企画経営課)

だから、天水町の地域協議会として新市建設計画の書き直す部分で、「サッカー場の建設について具体的なスポーツ施設、特有のスポーツをさすスポーツ施

設としてサッカー場ということがらをそこまでハッキリ書く必要はないんじゃないだろうか。」ということで取りまとめれば、諮問ですので答申の中に「天水協議会としては何ページのサッカー場の標記については削除してほしい。」とか、別のもう少し一步下がった「スポーツ施設の整備」くらいでいいんじゃないだろうかというご意見を頂ければいいです。それが答申諮問行為ということになりますからですね。

(委員)

議会で言われるのは、もっと話を活発にするためにはサッカー場という固有名詞は入れなくてもいいんじゃないかなと思いますけれども・・・。

反対ではないので、ただ市議会の方で話し合ってもらうためには、そういう風にしといたほうがいいのではと・・・。

(企画経営課)

私共は、4つの協議会の方に説明をして行きますけれども、例えば天水協議会の方ではサッカー場については、ここまで具体的に書かなくていいだろうという意見がでました。それと、玉名の方では何も意見が無かった。岱明ではこうだった、また横島ではこうだったと、一つ一つの事案について再度検討して最終的に議会の方に出す案というのを作成して提出させて頂く、その案をつくるための事前の説明という形になります。以上です。

(会長)

では、24ページの「社会体育施設の充実」ということで・・・、

(委員)

社会体育施設の充実は大事なことなので・・・、全然反対ではないんです。私も体育協会に入っているので、もっとフリーな立場でというか市民にもそこまで周知されていない段階で、ここでサッカー場と固有名詞を出していいものかどうかというのは少し思ったものだからですね。

(企画経営課)

サッカー場については、新聞報道でもありますようにサッカー場の建設のための検討委員会という諮問機関をつくって、ある程度進んでいくような状況ですし、規模的にも大きいからですね。そういう大型建設等の場合、市長の諮問機関というようなものをつくるんですね、正式な言葉で言うと市長の附属機関という形で行うんですけど、そこまで動いているような形にあるので、サッカー場とより具体的なスポーツ施設の名称も入れてもいいんじゃないだろうかという判断で入れてある状態です。

(企画経営課)

それと補足でございますけれども、前回こちらの新市建設計画を作るときの財政計画の中にこのサッカー場建設については実際入っておりました。その辺

を踏まえて、総合的に判断したところで原課の方からはこれを入れるという風な形で上がってきております。

(委員)

サッカー場とかも拠点となるものがあれば人も集まって来るだろうし、大事なことだとは思うんですね。

(企画経営課)

ここに主な主要事業内容ということで、それぞれの分野ごとに主要事業について抽象的ではあるんですけど書いてあります。その中だけではより具体的な内容というのは分からないんですが、実際その金額をはじくにあたってそれぞれの施設、例えば天水中で言えば一番最初の天水中学校の建設等についても概ね何年につくってこれくらいの金額が掛かると、というような事業積み上げをしているんですね。その中に元々からサッカー場については入っていたと、で今回はより具体的にそういう検討委員会等もつくって動き出しているし、新聞報道でも出されているような実情を鑑みた場合には、文言としては表に出しても問題は無いだろう、という判断で出させて頂いたというところでございます。ちょっと補足の説明になりました。

(委員)

議会の状況なんかも見えてこないものですから分からないんですけど、全体的に進んでいるのであれば後押という意味でここで書くのも一つの方法かなと思います。その辺の状況が分からんものですから・・・。

(副会長)

やはり最初に説明をして頂いたように、目標人口が平成32年に1,000人増やしたいということで最初の方におっしゃいました。折角この合併特例債が267億という本当に大きなお金が国から借りれるということであるならば、是非これをですねこの18ページにも新規住宅棟の整備とありますが、こういったなかなか家を建てたくても農振地域にかかって建てられないとか聞きますと、今現在若者が巣立って行ってもう一回帰ってきたいというときに住宅のこともありますし、今ここにいて子供たちが出ないならば人口は減らないし、よそから玉名に住みたいと思うような地域づくりのためにこのお金を是非有効に使って頂きたいなと思いますね。

(企画経営課)

そうですね。先ほどちょっと触れようかどうか迷ったんですが、今、国の方では地方創生ということで安倍首相が進められているんですけど我々も地方創生ということでいろんな事業、定住に代わる事業ですとかいろんなプランを立てて申請する予定で準備を進めているところなんですけれども、今まさにおっしゃったように定住とか企業誘致だとか、やはり若者がこちらの方に住んで働

けるような状況をこれから先もっと力を入れてやって行かなければいけないという風に痛感しておるところでございます。ありがとうございました。

(副会長)

よろしくをお願いします。

(企画経営課)

藤川委員のご意見に対しての結論がまだ出てないかと思えますけれども、先ほど言いましたように協議会としての諮問に対する答申ですので、一部こういう意見があったとか総意としてこういう意見があったとかという答申はして頂きたいと思いますが、最終的には失礼な言い方になると思いますが、いろいろな意見が出てまいります、その中で市の施策の中で「これはこういう意見が一部にあったけどどうしても書きます。」という最終判断は市としてさせて頂くこととなりますが、「サッカー場という固有名詞ではなくて社会体育施設の充実にした方がいい。」というご意見が総意をして答申に書き込むのか、あるいはこういう意見が一部ありましたとか一人の方からとか、その辺は事務局長中心に答申して頂かないといけませんので検討して頂きたいと思えます。

ただ、一つ言わせて頂くと確かに議会への影響で私たち事務局としましては、「地域協議会でもこういう議論はありましたけど、ご理解はいただけました。」という言葉を使わないというお約束はできません。当然、こういう重要な会議ですので使うということが有り得ると思えますが、最終的には松田補佐が言いましたように予算を出して議員さんが規模であるとか判断されて最後は多数決で決まりますので、ここに書いたから絶対とおるとかにはなりませんので、ご懸念があるのであれば、天水地区の地域協議会としてはこういうような意見が出たと附記した答申でも、事務局としてもやぶさかではございませんので、その辺は協議会として決定して頂ければありがたいと思えます。

(委員)

相当考えてから、細部まで見てこういう計画をして頂きたいなと思えます。いろいろな影響があるとは思いますが・・・。

(会長)

他に何かありませんか。

(天水自治区事務局長)

天水地域協議会としては、どの程度の意見で答申をしましょうか。

(会長)

文言については、これに代わる文言を謳い込んでいった方がいいんじゃないかと、というような答申でよろしゅうございますか。

(委員)

サッカー場は、天水としても「造ってくれ。」っていうなら書く意味もあると

思うんですけど、私はいろいろと影響が前後した部分があると思うので、これがいかにじゃなくて他にあれば他のをいうとですけど、私も体育協会でいろいろしているものですから言いにくかったんですけど、こういうのはどうかなのかなと思ったので言ったんです。これに特化して言っているわけじゃないので・・・。

(会長)

一部こういう意見があったということを含め、天水地域協議会ではこの案で問題ないということでの答申でいいですか。全員一致でよろしいですか。

(各委員)

はい。

(委員)

すみません。これとはまた別なんですけど先ほど集約のことが出ましたが、課長に聞きたいと思います。こちらから署名が出たからまだ27年度は出来なかなとおっしゃいましたが、そしたらそれはまた話し合いをして、双方が歩み寄ったら始めるということですか。

(企画経営課)

歩み寄りという言葉がいいのかどうか分かりませんが、私の立場から申し上げますと、まずは区長会のご意向をもう一度ヒアリングといいますかお互いに話を聞かせて頂きたいと思います。その後、市の財政状況を含めた公共施設のあり方、玉名市全体の将来に係ることですので、市の考え方も申し上げながら時間をかけていくしかありませんので、お互いに良いだろうという案が出来なければどうしてもそれ以前に突っ走ることもなかなか難しい状況ですので、最終的には議決議案であります議会の判断を仰ぐことになるとは思いますが、今の時点ではまだまだ話しをするべき余地があるというふうに結論を持っております。だから、27年度当初予算にはもうすぐに議会も始まりますが、天水地区の基本計画とかも一切予算化しておりませんので、勝手に進めるということとはございません。

(委員)

それはまた、後で説明しようと思ってたんですけど、折角出たからですね。この前の説明で私たち区長会としては27年度に実施設計をされるということでもう時間も無いと思ったものですから、署名運動になったんですけど、まだずっと先の話なら違った形になったかもしれないですが、期間的には10日間ぐらいであれだけの署名が集まったということは、非常に天水の住民の方々も危機感をもってされたと思うので、執行部の方としてもそこは重く受け止めて頂きたいと思います。

(企画経営課)

あれだけの署名が提示されましたので、先ほど言いましたように市長の方も支持を受けまして、旧天水町からこういうことが出たからということですから私たちに指示がありました。まずは、「署名をして頂いた真意をきちんと聞きなさい。」ということで、それと、再三申し上げますように市の考え方もまた持上げながら、出来れば有意義な借金であります合併特例債の期限内にですねなんとか、いい意味でこれぐらいのといえますかこういう機能的で最低限これぐらいあればなんとか地域として使い勝手がいいという合意が出来れば、なるべく早く期限内に完成させたいと思っています。そういう意味では、いろいろ譲り合いながらといえますか大きな基本方針の中で、お話をさせて頂きたいと思しますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っています。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは、議案(1)につきましては以上で終了します。

次のその他に入りますが何かございますか。

(委員)

私の方から、引き続きご説明させて頂きたいと思ひます。

この間の署名活動には皆さん方に大変お世話になりました。本当に時間的余裕もなく、これだけの署名が集まりましたのも先ほども言いましたように、天水町民の皆さんの熱意の表れだったと思ひます。19日の日に議長さん副議長さんに手渡しまして、ちょうどその時に市長さんが不在だったものですから、また23日の日に同じもの写しを市長の方に渡したものがたまたま24日の新聞に載ったかと思ひますけれども、議長副議長さんもこれだけの署名が集まったのも本当に驚いておられまして、「私たちも、精一杯受け止めました。」ということでございました。

なかなか議会の方の仕組みが複雑で、議会にかけるまえに各委員会というのがあって、その中の総務委員会というのに私たちか持って行った請願書はかかるそうです。それで、いろいろ議会の中の天水から持って行ったからただ認めると言う訳ではなくて、いろいろなまた調査も必要ではないかという意見もその中で出たら継続審議になる可能性もあるということでした。それが、スムーズに通って本議会にかかって請願を受理と言う訳にはいかない。行くかもしれないけど、行かない可能性もあるということの後で聞きました。

それで、一方の議長さん副議長さんの方はそのような思いで受け取られましたけれども、議会の委員会の結果は今のところは分かりません。市長の方にも

持って行きまして熊日にも載っておりましたように、その時の市長さんの答弁といたしましては「重く受け止めて対処したい。」ということで、そのまま認められるわけではないと思いますけれども、ここにございます6, 394名の署名の重さは感じられていると思います。

それで、署名の方は以上でございますけれども、もう一つ小天地区の方で、「小天天子宮の火の神まつりの交通指導の件」で、村上会長さんと一緒に小天地区の区長さんの署名を集めまして、だいたい昨年までで交通指導の方はしないということで決定していたそうですが、地元の各部落から出ても素人でなかなか専門的な指導も出来ないし人数も足りないので、是非交通指導隊を今まで通り続けて欲しいということでお願いをしに行きました。それで回答と致しましては、「折角こられたので、今年1年間だけは延長する。」というような回答を受けた訳です。それで私たちも丁度区長会協議会があって、天水からも4名の区長が行ってござりましてそのような説明を受けましたが、是非、天水の特色ある伝統ある祭りだから続けたいので、専門的な交通指導員の派遣は今後も続けて欲しいことをお願いして来ました。

結果としては、「分かりました。」ということで向こうの方も協議をされることと思いますが、そのような今の状況ですので是非これも続けて頂きたいということをお願いをして参った次第です。私の方の区長会から報告は以上です。

(会長)

今の、天子宮の指導隊の派遣要請については、今年は石橋地区で「今年まであと1年間はやる。」ということで石橋地区はいいんですが、要望書を出した各区長さんのことを思えばですね、石橋地区だけで終わるんじゃなくてこれは再度市長の方にもお願いを申し上げてですね、市長としてはそれなりの理解を得ておられるように思いますただ、担当課と現場との温度差がありような感じがいたしますので、再度市長には継続してお願いを申し上げて、28年度以降もこの無形文化財である天子宮のまつりの指導隊の派遣について、何の恐れもなく派遣して頂けるように、再度区長会あたりと連携をしてお願いをして行きたいなと思っております。

(委員)

折角、区長さん方の署名も持って行ってですね、「私も面んなかたい。」と思って帰ってきたんですけどね、ですから是非続けて頂きたいということをお願いして、また向こうも考えはされるとは思いますけれども・・・。

(委員)

そういうのも地域協議会で要望とか出来ないんですか。

(委員)

何でダメだと言ってきたんですか。

(委員)

何でダメといたしますか、市としては旧横島、岱明、天水と玉名市とありましたが、その玉名市が「何んにも民間の行事には出よらんし、市の行事だけしか交通指導はしてません。」ということです。それに合わせようとしてるんですよね、確執的に何でも市の中心に合わせようとして・・・、あとは地域の特色も出していいと思うしですね、こっちも言ったんですけど「地域の伝統ある祭りを絶やさんごつ精一杯しよっとだけん、そこは協力をして貰わんと。」とやってきたんですけど・・・。

(会長)

今年は、初まつりに市長も案内をして、市長と教育長が来られて神事にもかたってもらいました。トップとしては理解を得たと私は思っていたんですが、現場と中間の担当課あたりとの温度差があるように思います。ですから、もうちょっと詰めてお願いした方がいいかなと思っているところでもありますので、また何かありましたら皆さん方にご協力を得るかもしれませんが、よろしく願いいたします。

(天水自治区事務局長)

私の方から、3点ほど報告をしておきます。

前回の11月の地域協議会のときに農業委員会の件で27年度から週に1日という話でしたけれども、週に2回ということで今検討がなされております。

それと、敬老会時の金婚表彰を執行部の方は27年度から市全体で市民会館の方で行うという方針でございましたけれども、区長協議会にかけられて強い反対意見等がありましてですね、多分これまでどおりやるかその辺のことを再度検討していくことと思います。

それから、支所に関することですがけれども、今市民係と福祉係と2係ありますけれども、27年度からは1課1係になります。去年の4月が職員11名だったんですけども、10月に10人になって今度8人になるという計画が進められております。窓口の方は民間業者の委託ということになっておりますけれども、結局、その発行あたりの確認それから責任は職員にあるということで、市民係と福祉係の担当職員は席を外せないことになりますので、災害時のこともありますが今までどおり天水住民に答えられるかどうかというのは、心配しているところでもあります。報告は以上でございます。

(委員)

それは、私たちこの地域協議会で要望は出せるんですかね。ちょっと減ってからは市民サービスが手薄になって、いつも思うんですけど一極集中になって何でもかんでも中央に寄せて、地方はどうか天水なんかは特に離れているので何でもかんでもはぶかれるというか、農業委員会は2日になったけれども何で

も一極集中になり過ぎて、もう少しこちらで出来るように人数の要望は出来ないのかなと思うんですけど、特にこの辺なんか災害時なんかはとても苦勞されると思うんですよね。区長さんや消防団はいるけどやっぱり何人かはいないとギリギリの線ですというのは・・・、言われたように人数の配置は・・・、建物とかはお金がいくら掛かりますとか言われるのはしょうがないけどですね。

(副会長)

岱明支所とか横島支所は人数的にはどうなんでしょうか？

(天水自治区事務所長)

同じで、やっぱり3名ずつ減ります。

(委員)

減って何人ぐらいになるんですか？

(天水自治区事務所長)

横島と天水が8人で岱明が11人ぐらいで岱明が人口が多いので少し多くなります。

(委員)

係というのは1係になるんですか？

(天水自治区事務所長)

係は8人で2係というと、例えば福祉あたりでいうと障害から高齢者といろいろ分れていますから4人ではもたんですよね。

(委員)

そうしたら、福祉とかの手続きは全部本庁に行かなんとでしょ。

(天水自治区事務所長)

おおまかな仕事は残るし今までとそんなに変わりはないです。変わりはないんですが、いままで区長さんとかからイノシシが出たから見に来てくれだとか、崖が崩れているからとか言われる場合に、やはりいろいろ証明書発行とか福祉の方の書類を出すときに確認は職員がせなんとですよ、責任も職員にありますから、ですからみんな出るわけにはいかんとですよ。やっぱり何人かは残る必要があるんで、その中で、休みとか出張とか出てきますから今までどおり対応が出来るかという、非常に心配するところです。

(会長)

職員の絶対数も絶対足りないですよ。今消防団なんて、地元にいる消防団員の数も少なくなってしまって、また平日の日中とか言ったら恐らくひとりふたり3人寄るにも大変だと思います。消防積載車もひとりでは出せなんだからですね。

(副会長)

例えば、他の市町村で人口の割合でこれぐらいの職員数という規模的数字は

あるんですか。

(天水自治区事務所長)

適正基準とか標準とかは今のところは出てないと思うんですけど、総務省としては支所機能は防災とか保健福祉あたりで是非必要ということで、26年度から1支所あたりに交付税措置として2億4千万、玉名の場合には少し地域が狭いので2億2千万で併せて6億6千万を総務省として措置をしてあります。

(委員)

8人からまた減らされる可能性もある訳ですか。市としてどうですか、これがギリギリでしょう。

(天水自治区事務所長)

地域協議会の権限として、市町村の基幹に意見を述べることは出来るとなっていますから・・・。

(委員)

天水からばかり言ってもですね、横島岱明も合同で言うならよかでしょうけどね。

(委員)

この8人というのは、決定してるんですか。

(天水自治区事務所長)

まだ決定ではなかですけどね、だいたいそういった組織の予算は3月議会にかかってました。天水支所に何人分の給与とかですね、それはなりましたけど、まだ議会が終わって辞令異動の発表があって確定ですから、その辺のところはまだ確定とは言えんところですよ。

(委員)

何でも話を聞く中で、あっちが言ってきたからそれで対応してるじゃないですか、やっぱり「これ以上減らさんでくれ。」と先に言うとかなんと思うんですよ、言わしたけんそれを一人増やすとかいう話じゃなくて、そういうことを今度の集約の問題もそうだし、小学校の統廃合の問題なんか玉陵の次は今度は天水という話も、具体的に投げかけて来てないからこっちも話もしてないけど、そうじゃなくて天水地区で先に話し合いをしとかなんと思うんですよ。そういう組織というか、そういう場がないと言われてから急に考えても時間が無い状況の中で、もう決まりましたになってしまうんですよ。

だから、やっぱり区長さん達中心にPTAとか何でもグループがあるじゃないですか、いつもこういう問題を内輪で考えよかんとじゃなかつかなと思うんですよ。いろいろ話合う場を作って、「天水はこういう風に行きたい。」という提案をしていけるようにしていかと、天水はこうしたいというビジョンが見えてこないじゃなかですか。

(会長)

「天水を考える会」を区長、立ち上げますか。

(委員)

やっぱり必要じゃあつてすよね。上からの流れでただ意見を述べて全然意味がなかですよね。地域のビジョンも全然見えんような状況だし・・・、玉名市の全体から言えば天水は農業地帯で割ってあるようですけど、その中でも特色は全然今のところはなかですよね。

(委員)

地域協議会は、前の話では3月いっぱいまで終わりという話でしたよね。来年の3月ですね。

(天水自治区事務所長)

そうですね、合併してから10年間ということに最初からなっていましたからね、そうだろうと思います。

(委員)

じゃ何もできないわけですか、諮問とかも出来ないということですよ。地域の声は聴かれんということですね。

(天水自治区事務所長)

また、違う形でつくるかその辺のところはまだこちらに伝わっていませんが・・・。

(会長)

地域協議会は3月で切れるということですが、市長は再度延長して地域協議会を残すということで、10年のスパンがとりあえず終わりということなので再度延長して残すということで、地域からの意見を聞く場として一つは逃げ道にもなるし、市としては都合がいいと思いきどね、是非引き続き残して貰うようにお願いしたいですね。

他にありませんか。

(天水自治区事務所長)

最後一言いいですか。私にとりましては今日が最後の地域協議会になります。皆さん方には地域協議会にこれまでいろんな形でいろいろとお世話になりました、この場を借りましてお礼を申し上げます。

地域協議会も来年度で最後の年になりますけれども、皆さん方地域住民のためにご尽力いただくことと、また皆さん方のご健勝とご活躍をお祈り申し上げますとお礼と致します。お世話になりました。

(会長)

それでは、すべてを終了致しましたので、事務局の方にお渡しします。

(事務局)

長時間になりましたけれども、以上をもちまして平成26年度 第4回天水
地域協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

12 問い合わせ先

玉名市天水支所 市民生活課 TEL 0968-82-3111